平成２５年（フ）第１９１号
大阪市住之江区御崎５丁目７番１―1003号
債務者　白旗江利子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９２号
大阪市北区菅栄町10番２号　タカラビル天満２Ｂ号室
債務者　田中　幸一
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目28番30号シャレー一野305号
債務者　多山　敏彦
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７６６号
兵庫県芦屋市若宮町９番６―303号
債務者　藤田　隼人
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７７５号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目２番19号クリスタル大崎、前住所兵庫県尼崎市神田中通３丁目29番地隆商ビル202号
債務者　藤本　正人
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３７号
徳島県鳴門市瀬戸町明神字上本城85番地　小鳴門荘、旧住所兵庫県淡路市志筑3334番地５
債務者　坂口　　進
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５０号
徳島県板野郡藍住町東中富字鑓場傍示24番地11
債務者　元原　清春
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５６号
徳島県徳島市南佐古六番町１番３号　井上荘２の２
債務者　渡部　健司
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６１号
徳島県小松島市江田町字腰前180番地の３　ミツエビル202号室、旧住所徳島県名西郡神山町神領字北407番地２
債務者　新田　雅樹（旧姓仁志）
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６２号
徳島県板野郡藍住町東中富字直道傍示65番地13
債務者　西岡　由紀
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６７号
徳島県板野郡北島町新喜来字二分１番123、住民票上の住所徳島県板野郡松茂町中喜来字前原西五番越８番地
債務者　酒井　　勉
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６９号
徳島県阿波市阿波町東川原155番地１　東川原団地314号
債務者　栗下　徳夫
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７０号
徳島県阿波市阿波町東川原155番地１　東川原団地314号
債務者　栗下美奈江
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５５号
福井市城東３丁目16番17号
債務者　向田　了太
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６４号
福井県坂井市丸岡町八ケ郷第27号４番地
債務者　上川愛順こと　崔　　愛順
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８２号
福井市蒲生町第12号６番地２
債務者　宮川　里美
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９８号
福井市春山１丁目７番12号　エレガント春山303
債務者　大谷　信子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係